

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十三年十月十九日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ北房店

所在地 上房郡北房町大字上水田五〇八三番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市平福一丁目三〇五-二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市平福一丁目三〇五-二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年七月一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千三百二十五平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 百五十七台

(2) 駐輪場の収容台数 五十台

(3) 荷さばき施設の面積 百六十七平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 三十六立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後七時まで

二 届出年月日

平成十三年十月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十三年十月十六日から平成十四年二月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部商工企画課及び高梁地方振興局総務振興部総務振興課